


長野県告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ばれぼれ道草	長野県大町市大町1600番地20	平成21年4月16日
宅幼老所あつたか伊那	長野県上伊那郡南箕輪村3184-1	" "

(2) 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人てまりケアハウスメディタウン アベニュー	長野県松本市高宮南6番25号	平成21年4月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
青もみじ	長野県松本市寿中2丁目15-10	平成21年4月16日

3 指定介護予防サービス事業者

介護予防通所介護	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ばれぼれ道草	長野県大町市大町1600番地20	平成21年4月16日	" "
宅幼老所あつたか伊那	長野県上伊那郡南箕輪村3184-1		

長寿福祉課

長野県告示第297号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
塩尻協立病院	塩尻市大字桟敷437	平成21年4月1日
八ヶ岳メンタルヘルスサポート	茅野市ちの3502-1 ベルビア1F	平成21年4月1日
大岡診療所	長野市大岡乙254-1	平成21年4月1日
あきメンタルクリニック	上田市天神1-8-1 上田駅前ビルパレオ3階	平成21年4月10日
高田土屋薬局	長野市高田547-10	平成21年4月1日
ねつ薬局	東御市鞍掛84-6	平成21年4月1日
西野薬局	上田市殿城神林232-3	平成21年4月1日
ケイジン訪問看護ステーション中込	佐久市中込3-2-8	平成21年4月1日

健康づくり支援課

長野県告示第298号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成21年4月23日

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
平林薬局	安曇野市豊科4922-1	平成20年12月31日
かたぎり薬局	長野市三輪1-23-8	平成21年2月28日
長野赤十字病院上山田訪問看護ステーション	千曲市上山田温泉3-34-3	平成21年3月31日

健康づくり支援課

長野県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野上田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市小泉字茄子畠3687番の2地先から 上田市小泉字中沢3069番地先まで	旧	m 5.8~11.3	km 1.7421
上田市下塙尻字岩鼻千曲川右岸堤防敷地先から 上田市上塙尻字大川原1577番地先まで	新	m 4.7~6.7	km 2.6570
上田市小泉字茄子畠3687番の2地先から 上田市小泉字中沢3069番地先まで	新	m 5.8~11.3	km 1.7421
上田市下塙尻字岩鼻千曲川右岸堤防敷地先から 上田市上塙尻字大川原1577番地先まで	新	m 4.7~21.4	km 2.6570

道路管理課

長野県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 時又中村線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市嶋8番の9地先から 飯田市嶋211番地先まで	旧	m 16.0~24.0	km 0.1834
同上	新	m 16.0~24.0	km 0.1834

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 親田中村線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市中村1749番の1地先から 飯田市中村1967番の2地先まで	旧	m 9.2~44.5	km 0.1500
同上	新	m 7.0~44.5	km 0.1606

道路管理課

長野県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 長野上田線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の64地先から 埴科郡坂城町大字上平字胡桃沢2465番の5地先まで	旧	m 8.7~76.0	km 0.3796
埴科郡坂城町大字南条字亀垣7217番の2地先から 埴科郡坂城町大字南条字西会地7175番の10地先まで		m 5.4~6.7	km 0.7130
埴科郡坂城町大字上平字小網2291番の64地先から 埴科郡坂城町大字上平字胡桃沢2465番の5地先まで	新	m 8.0~76.0	km 0.3796
埴科郡坂城町大字南条字亀垣7217番の2地先から 埴科郡坂城町大字南条字西会地7175番の10地先まで		m 5.4~27.2	km 0.7130

道路管理課

道路管理課

長野県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 406号
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字小鍋字地蔵平20番のへ地 先から 長野市大字茂菅字外茂菅56番の1地 先まで	旧	m 5.8~ 36.6	km 1.1892
同上		m 5.8~ 36.6 9.4~162.0	km 1.1892 0.9185
	新		

道路管理課

道路管理課

長野県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 403号
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字前坂 6457番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字林檎 4481番の2地先まで	旧	m 6.2~18.2	km 0.7190
同上		m 10.2~24.0	km 0.7190
	新		

道路管理課

長野県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 長野上田線
2 供用を開始する区間
上田市下塙尻字岩鼻千曲川右岸堤防敷地先から
上田市上塙尻字大川原1577番地先まで
3 供用を開始する期日 平成21年4月23日

道路管理課

長野県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 時又中村線
2 供用を開始する区間
飯田市嶋8番の9地先から
飯田市嶋211番地先まで
3 供用を開始する期日 平成21年4月23日

道路管理課

長野県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 長野上田線

2 供用を開始する区間

埴科郡坂城町大字南条字亀垣7217番の2地先から

埴科郡坂城町大字南条字西会地7175番の10地先まで

3 供用を開始する期日 平成21年4月23日

道路管理課

長野県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 406号

2 供用を開始する区間

長野市大字小鍋字地蔵平20番のへ地先から

長野市大字茂菅字外茂菅56番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成21年4月26日

道路管理課

長野県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年5月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1 路線名 403号

2 供用を開始する区間

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字前坂6457番の1地先から

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字林檎4481番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成21年4月23日

道路管理課

長野県告示第309号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成21年4月23日

長野県知事 村井 仁

1 河川の名称

富士川水系 一級河川 乙貝川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成21年4月23日

3 廃川敷地等の位置

諏訪郡富士見町落合3913-3先から諏訪郡富士見町落合3926-

3先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 999.74平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成21年4月23日

長野県計量検定所長 岡沢 正明

区域	期日		場所
	月日	時間	
小県郡青木村	5月25日 (月)	午後1時30分から午後3時30分まで	小県郡青木村大字田沢3252番地 青木村文化会館
小県郡長和町和田	5月26日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	小県郡長和町和田2872番地 長和町役場和田庁舎
小県郡長和町大門	5月27日 (水)	午前10時30分から正午まで	小県郡長和町大門1161番地1 大門基幹集落センター
小県郡長和町古町及び長久保		午後1時30分から午後3時30分まで	小県郡長和町古町2803番地 古町中央公民館

東御市のうち滋野及び田中地区	5月28日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	東御市県288番地4 東御市中央公民館		木曽郡大桑村	6月16日(火)	午前9時30分から午前11時30分まで	木曽郡大桑村大字長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所
東御市のうち和及び祢津地区	5月29日(金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	東御市鞍掛197番地 東御市総合福祉センター		木曽郡上松町		午後1時から午後4時まで	木曽郡上松町大字上松159番4 長野県木曾勤労者福祉センター
中野市のうち豊田地区	6月1日(月)	午後1時から午後4時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田文化センター		木曽郡南木曽町	6月17日(水)	午前9時から正午まで	木曽郡南木曽町大字読書3668番1 南木曽町役場
下水内郡栄村のうち秋山地区	6月2日(火)	午前9時30分から午前11時まで	下水内郡栄村大字堺18281番地 秋山郷活性化センターとねんば		木曽郡木祖村	6月18日(木)	午前10時から正午まで	木曽郡木祖村大字藪原1191番地31 木祖村コミュニティ消防センター車庫
下水内郡栄村のうち西部、東部及び水内地区		午後1時から午後3時まで	下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場		駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢(吉瀬を除く。)	6月23日(火)	午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館
下高井郡木島平村	6月4日(木)	午後1時から午後4時30分まで	下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場		駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4~13、町3の飯坂、町4及び下平	6月24日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
下高井郡野沢温泉村	6月5日(金)	午前9時から正午まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館		駒ヶ根市のうち町1、町2の1~3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町	6月25日(木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
下高井郡山ノ内町のうち大字平穏、佐野、戸狩及び寒沢	6月8日(月)	午後1時から午後4時30分まで	下高井郡山ノ内町大字平穏4015番地1 山ノ内町文化センター		塩尻市のうち樋川地区(旧樋川村)	7月6日(月)	午前10時から午前11時30分まで	塩尻市大字樋川2221番地 樋川公民館
下高井郡山ノ内町のうち大字夜間瀬	6月9日(火)	午前9時から正午まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター		塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区を除く。)		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字宗賀2658番地1 塩尻市役所宗賀支所
木曽郡木曽町福島	6月11日(木)	午後1時から午後4時30分まで	木曽郡木曽町福島5787番地の3 木曽福島会館		塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区に限る。)	7月7日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大字宗賀71番地 塩尻市農業協同組合宗賀支所 桔梗ヶ原出張所
木曽郡木曽町開田高原	6月12日(金)	午前9時30分から午前11時まで	木曽郡木曽町開田高原西野623番地の1 母子健康センター		塩尻市のうち北小野地区	7月8日(水)	午前10時30分から午前11時30分まで	塩尻市大字北小野48番地 北小野公民館
木曽郡木曽町日義		午後1時から午後3時まで	木曽郡木曽町日義1602番地 木曽町役場日義支所		塩尻市のうち洗馬地区		午後1時から午後2時30分まで	塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター
木曽郡木曽町三岳	6月15日(月)	午後1時から午後2時30分まで	木曽郡木曽町三岳6311番地 三岳公民館		塩尻市のうち片丘地区	7月9日(木)	午前10時から午前11時まで	塩尻市大字片丘4758番地7 多目的研修センター
木曽郡王滝村		午後3時30分から午後4時30分まで	木曽郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター		塩尻市のうち広丘地区		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字広丘野村1713番地1 広丘公民館

塩尻市のうち塩尻東及び大門地区	7月10日(金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大門6番町5番27号 塩尻市立体育館		南佐久郡川上村	7月24日(金)	午前9時から午前11時まで	南佐久郡川上村大字大深山525番地 川上村中央公民館
飯山市のうち木島地区	7月13日(月)	午後1時から午後4時30分まで	飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター		南佐久郡南牧村		午後1時から午後3時まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館
飯山市のうち岡山地区	7月14日(火)	午前9時から午前9時30分まで	飯山市大字照岡485番地イ 飯山市岡山小学校		安曇野市堀金地区	7月27日(月)	午前10時から正午まで	安曇野市堀金烏川2750番地1 安曇野市役所堀金総合支所
飯山市のうち太田地区		午前10時30分から正午まで	飯山市大字常郷405番地イ 太田地区活性化センター		安曇野市明科地区		午後1時30分から午後4時まで	安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科総合支所
飯山市のうち瑞穂地区		午後1時30分から午後3時まで	飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター		安曇野市豊科地区	7月28日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市豊科4340番地 安曇野市役所豊科総合支所
飯山市のうち常盤地区	7月15日(水)	午後1時から午後2時30分まで	飯山市大字常盤7425番地 道の駅「花の駅・千曲川」		安曇野市穂高地区	7月29日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市穂高6658番地 安曇野市役所穂高総合支所西
飯山市のうち富倉、柳原及び外様地区		午後3時30分から午後5時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター		安曇野市三郷地区	7月30日(木)	午前10時から正午まで	安曇野市三郷明盛4775番地 三郷文化公園体育館
飯山市全域	7月16日(木)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所					
佐久市臼田地区	7月17日(金)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐久市下越16番地5 佐久市あいとぴあ臼田					
南佐久郡小海町	7月21日(火)	午後1時から午後4時まで	南佐久郡小海町大字小海4218番地2 小海町公民館					
南佐久郡佐久穂町(旧佐久町地区)	7月22日(水)	午前9時30分から正午まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」					
南佐久郡佐久穂町(旧八千穂村地区)		午後1時から午後3時まで						
南佐久郡南相木村	7月23日(木)	午前11時から正午まで	南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館					
南佐久郡北相木村		午後2時から午後3時30分まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館					

ものづくり振興課